

令和7年度認知症高齢者グループホーム重点的整備促進地域指定基準

7 福祉高施第18号

令和7年4月11日

1 目的

この基準は、令和7年度認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助要綱（令和7年3月31日付6福祉高施第2196号）における重点的整備促進地域を指定するための要件を定めることを目的とする。

2 指定要件

以下の算定式による令和7年度末の認知症高齢者グループホームの整備率が、高齢者人口に対して0.45%に達していない区市町村を、重点的整備促進地域の対象とする。

$$\text{整備率} = \frac{\text{令和7年度末の認知症高齢者グループホーム整備見込数}}{\text{令和7年1月1日現在の高齢者人口}}$$

（注）令和7年度末の認知症高齢者グループホーム整備見込数は、令和7年4月1日現在の開設数（定員）と、令和7年4月1日時点で既に着工しており、年度内に完成することが見込まれる施設の定員の合計とする。

3 指定の範囲

重点的整備促進地域は、原則として区市町村を指定単位とするが、認知症高齢者グループホームの設置状況に地域的な偏在がある場合には、日常生活圏域等を単位として重点的整備促進地域を定めることができるものとする。

4 重点的整備促進地域の指定

(1) 指定の申請

重点的整備促進地域の指定を受けようとする区市町村は、令和7年度認知症高齢者グループホーム重点的整備促進地域指定申請書（様式第1号）を東京都知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

(2) 指定

知事は、(1)による指定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときには、地域指定を行うとともに、その結果を区市町村長に通知するものとする。

5 指定の解除

(1) 指定解除の申請

4による指定を受けた区市町村が、その後の整備進捗状況等により、指定の解除を受けようとするときには、令和7年度認知症高齢者グループホーム重点的整備促進地域指定解除申請書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

(2) 指定の解除

知事は、(1)による指定解除申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときには、地域指定の解除を行うとともに、その結果を区市町村長に通知するものとする。

6 指定の変更

(1) 指定変更の申請

4による指定を受けた区市町村が、その後の整備進捗状況等により、指定範囲の変更を受けようとするときには、令和7年度認知症高齢者グループホーム重点的整備促進地域指定変更申請書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

(2) 指定の変更

知事は、(1)による指定変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときには、地域指定の変更を行うとともに、その結果を区市町村長に通知するものとする。

附 則

この基準は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。